

2023年度 大学院入学試験（秋季）問題用紙《小論文》

修士課程
法と経営学 (一般試験)

受験番号	氏名

(7 - 1)

6>

以下の文章は、大竹文雄編著の『こんなに使える経済学』（ちくま新書）から法と経済学に関連する二つのトピックスの抜粋である。それぞれの文章を読んで各設問に解答せよ。ただし、解答は別紙解答用紙に記述すること。

【1】常木淳著の「耐震データ偽造を再発させない方法」について以下の問1から問3まで解答せよ。

問1 「建築確認制度」および「瑕疵担保責任」が正しく機能する場合には、モラルハザードの問題が解消されることができると考えられる。その理由について相違点を説明しながら200字以内で記述せよ。

問2 情報の非対称性が引き起こす問題として、モラルハザードとは異なる「逆選択」と呼ばれる問題がある。具体例としては、悪貨は良貨を駆逐するという要約で表象されるように、金本位制下における金の含有量の高い貨幣と低い貨幣が同時に流通すると後者のみが市場で蔓延してしまうことを意味する。「建築確認制度」および「瑕疵担保責任」などの制度が正しく機能しなくなってしまうと、不動産市場における逆選択の結果としてどのようなことが生じうるか、理由とともに200字以内で記述せよ。

問3 建築主に対する保険加入の義務付けと保険会社による企業間の競争は、モラルハザードの問題を解消できる可能性があるが、この理由を200字以内で記述せよ。

【2】大竹文雄・奥平寛子著の「解雇規制は労働者を守ったのか」について以下の問4から問5まで解答せよ。

問4 解雇規制を強化することは雇用量の減少につながる可能性が指摘されている。この理由について300字以内で記述せよ。

問5 2022年時点で、日本におけるコストプッシュ型インフレーションが指摘されている。仮にインフレーションが起こる場合には解雇規制の影響はどのように見込まれるかについて理由とともに200字以内で記述せよ。

修士課程
法と経営学 (一般試験)

受験番号	氏名

(7 - 2)

購入者は契約時点において、これから自分が住むマンションの品質について、極めて限られた情報しか持てない。施工業者は購入者の情報不足につけこみ、材料の質を下げたり、生産工程を簡略化し、生産原価を低く抑えれば、不当に利益を増やすことができる。建築士も、耐震テータをはじめ設計を過度に簡略化し、生産原価の削減に貢献すれば、不当な利益の分配にあずかることができる。

これが日常的に利用する商品や、人からクチコミで評判を聞くことができる商品なら、購入者もある程度の情報を持つことができる。この場合、購入者が質のよい商品を選べるので、売る側は競合他社との競争に勝つため、商品の品質を高めようとする動機を持つはずである。質のよい商品はよく売れ、質が悪ければ流通量が減ることになり、商品の品質や販売量は効率的な水準になる。

一方、住宅市場では売買交渉当事者間に「情報の非対称性」があるため、情報上有利な立場にある建築主側には十分な品質を保つという動機が働かない。こうしたインセンティブの歪みによって、参加者が効率性を損なうような行動をする状況を「モラルハザード（自己規律の喪失）」と呼ぶ。語感から道徳的、法的な不正の問題を示す言葉だと思われる

情報不足に悩む業者

2005年11月、マンションの耐震テータ偽造事件が発覚し、大きな社会問題となった高額住宅ローンを抱えながら、転居による新たな経済的負担を強いられるマンション購入者には深く同情を禁じえない。責任の追及や当事者の救済は大変重要だが、それだけでは不十分だ。悲劇が再発する可能性をできる限り減らすような制度設計を同時に進める必要がある。経済学的な側面からどのような方法がよいか検討してみたい。

まず、事件のポイントを整理しておこう。マンションの売買契約にあたっては、購入者とともに、建築主（デベロッパー）と呼ばれる販売業者が存在する。通常、建築主は直接マンションの生産には携わらず、ゼネコンなどの施工業者に発注し、設計の図面は、専門家である建築士に依頼する。

耐震テータ偽造を再発させない方法

常木淳

修士課程
法と経営学 (一般試験)

氏 名	受 験 番 号

(7 - 3)

建築主がこれに加入していれば、事故や不祥事が生じた際に、資金不足を理由として賠償金の不足に陥ることはない。国は、建築主に対して保険加入を義務付けるとともに、加

モラルハザードを防ぐ

は、欠陥発覚時における損害賠償額を給付される建築主への賠償責任保険が考えられる。建築主側が資金不足を理由に賠償責任を回避する事態を防止すべし。その方法として、ならば事後対策となる瑕疵担保責任の制度を有効に機能させる必要がある。それには、的に依存する制度のあり方は望ましくない。

自体にもモラルハザードが発生する。制度を強化するにしても、こうした事前抑止に全面確認制度は、建築主のモラルハザードの事前防止に一定のチェック機能を果たすが、検査それでは、類似事件の再発を防ぐために、どのような制度改革が必要であろうか。建築め、信頼の置ける業者に頼むだろう。

てくれるといった基準では施工業者、設計事務所、検査機関を選ばず、品質を担保するた、モラルハザードが発生する余地がある。責任が無限なら、建築主は安く仕事を仕上げできる。こうした有限責任を前提に行動した場合、厳格責任制度も部分的に機能しなくなだが、企業は不正が発覚した段階で倒産すれば、瑕疵担保責任の一部を回避することが

を迫られないよう品質向上の努力をし、効率的な資源配分が実現することが知られている。従って問われる。こうした厳しい法運用がなされるならば、建築主は販売後に大きな負担る義務を負う。しかもその責任は、過失の有無の認定を必要としない「厳格責任原則」に内に今回のような重大な欠陥が見つかった場合、建築主はその瑕疵を自らの費用で補修す

一方、事後的対策として、建築主は「瑕疵担保責任」を負う。建物の引き渡し後10年以

る。かつ低コストで済ませることが合理的である。その結果、偽装を見抜けなかったとみられり、利益追求のため、検査の「品質」が外部には分らないと考えれば、可能な限り簡略だが、今回の事件では民間の検査機関にもモラルハザードが発生した。民間企業である限確認や検査は行政機関である建築主事に加え、民間の指定確認検査機関も行っている。

ているか、図面段階での確認や、建築途中、完成後の確認と検査が義務付けられている。ケースの場合は建築基準法上の「建築確認制度」である。建物が一定の安全基準を満たし制度が導入されてきた。最も中心的な対策は、行政による事前的な規制であり、今回のためこれまでも、住宅市場でのモラルハザードの問題は深刻に認識されており、是正のため自己利益の最大化を図ると効率性が損なわれるような制度の歪みを指摘する言葉である。

がらだが、経済学ではエクスが違う。建築主の不心得を糾弾するのではなく、彼らが

修士課程
法と経営学 (一般試験)

受験番号	氏名

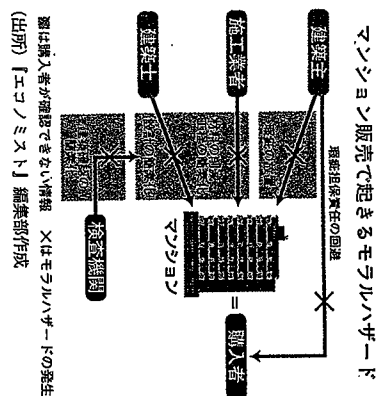
(7-4)

し、品質維持に関するモラルハザードを生み出す。制度的な不備がある現状で、購入者の救済を検討する必要があるが、この決定が踏襲されていくことは回避すべきだ。事件を過剰な規制緩和と民間参入の弊害とする論調が多くあったが、大きな誤解であることを付け加えておく。仮に行政が検査していたとしても、質の高い情報に基づいている保証はない。公的規制機関の多くが、実際は被規制産業の利益に則って行動する傾向があることも周知の事実である。今後必要なのは、安易な規制強化ではなく、保険を含めた市場機構の効果的な活用を図る制度設計である。

入保険会社は、それぞれの建築主を独自に審査し、物件の質に応じた料率で保険購入させ、料率を要求され、保険購入が全くなされていくという。保険会社にとっては、複数の企業間で競争が働くため、審査努力に関するモラルハザードは抑制されるべきである。これは自由な保険市場の機能を活用し、各建築主が扱う物件の質を保険会社に審査されるようにするためだ。この結果、質の悪い物件を販売する建築主は高い保険料率を要求され、保険購入が全くなされていくという。保険会社にとっては、複数の企業間で競争が働くため、審査努力に関するモラルハザードは抑制されるであろう。

このように保険加入時における保険会社の審査を通して物件の質を維持するとともに万一の事故の際の賠償への備えができていれば、今回の事件のような事態の再発を未然に防止できるであろう。

最高裁は05年6月、国・民間を問わず検査機関が建築確認で違法性を発見できなかった場合、国家賠償法の要件を満たす限り、建築主を置く地方公共団体が一律に住宅購入者に対する損害賠償責任を負うという決定を出している。このような判断は住宅生産者側が賠償責任を国に転嫁することを保証



修士課程	学術院と法 (一般試験)
------	--------------

氏名	受験番号

(7 - 5)

が報告された。これは、日本では有期雇用労働者に対して、雇用契約の更新を打ち切るの正社員は派遣やパートなどの非正社員に比べ、かなり手厚い雇用保護を受けていること、経済協力開発機構 (OECD) が発表した報告書『成長に向けて』(07年版) では、日本安い労働力を求めて海外へ拠点を移すことも考えられる。

業を機械や設備で置き換えるか、機械への代替が困難であれば生産量を減らすことになる。労働費用が相対的に高くなることを意味する。そのため、雇用量そのものを減らして、作第三に、解雇規制の強化は、雇用調整のための費用を高めるので、設備や機械と比べた員の採用比率を上げることになる。

第二に、正社員の採用を控え、解雇規制が弱い契約社員・派遣・パートといった非正社員好況時には残業時間を増やし、不況時には時間短縮を行うことになる。

第一に、労働者の人数調整が困難になった分、労働時間による調整を増やす。つまり、正社員の就業も拡大する

直面しても人員調整が難しくなる。たとえ景気が回復しても、正社員の採用を増やすことはできない。なぜなら、次に景気が悪くなった際に、雇用調整が困難になって企業収益の悪化要因になるからだ。そうすると、企業に残された選択肢は次の三つとなる。

用している労働者を解雇しにくくなると、景気悪化で売り上げが低下したり、経営危機に解雇規制の強化への企業の対応を具体的に検討してみよう。企業が現在正社員として雇フ寄せが行くのである。

なるからだ。その結果、非正社員や、学生などその時点では雇用されていない人々にも影響は既存正社員の雇用にとどまるだけでなく、企業の雇用戦略全般に変更を強いることに不安定雇用や失業を増やす原因になることに注意しなければならない。なぜなら、その影ところが、経済学の観点から労働市場全体をみると、解雇規制の強化は、目的とは逆によって定着してきた解雇の制限が労働基準法に盛り込まれ、明文化された。

不況期の雇用不安を解決する方法として、労働組合が法律により正社員に対する解雇規制の強化を求めるのは自然なことかもしれない。実際、2003年には判例の積み重ねに

解雇規制は労働者を守ったのか

大竹文雄・奥平寛子

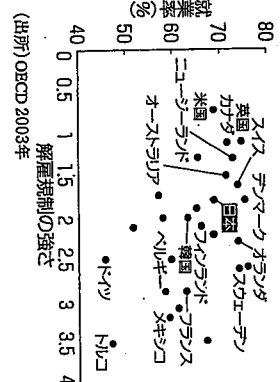
修士課程	法学と経営学 (一般試験)
------	------------------

氏名	受験番号
----	------

(7 - 6)

都道府県ごとの解雇の難易度の違いを、労働側が勝訴した判例がどの程度蓄積されたかの数値で示し、就業率との関係調べた。図2は、東京都と大阪府の年ごとの数値を並べたものだが、解雇を認めない判決の蓄積が多い年は、むしろ雇用が減る傾向が明らかだ。労働者側の勝訴例が多く蓄積された年には、その都道府県の実業率が0.2ポイント下が

図1 解雇規制が厳しいほど就業率は低い
 図1は「判例体系CD-ROM」(第一法規)に掲載されている1950年以降の整理解雇訴訟の判例を基に、日本でも、筆者の一人である奥平が同様のデータを検証している。
 米国の研究では州別データをを用いて、正社員に対する解雇規制の厳格化が派遣労働者の増加の一因であることが実証されている。
 まり、解雇規制の強さと雇用率は負の相関関係を持つことの強いドイツ、フランスでは雇用率が低くなっている。つまり、解雇規制が厳格な国、英国、カナダなどは雇用率が高く、解雇規制が比較的ゆるい国、米国、日本などは雇用率が低くなる傾向がある。図1はOECD 2003年のデータを示している。



まず、OECDの国際比較データを確認してみよう。OECDは各国の解雇手当の金額や解雇手続きの煩雑さなどを基準に、解雇規制の厳しさを示す指標を作成している。図1

国内の実証データからみてみよう。
 雇用を増加させるといふ皮肉な結果をもたらしてしまう。解雇規制と雇用の関係は、海外、

結局、既存正社員の解雇規制という既得権の強化は、既得権を持たない労働者の不安定

た自営業者として請負契約を結ぶことで対応するだろう。自営業者になれば、労働法の保護対象外となり、契約社員や派遣社員よりもさらに不安定な立場に置かれることになる。
 どうしても、人手を増やす必要があれば、企業は人々を雇用者としてではなく、独立した海外移転の圧力も高まる。この結果、国内の雇用量は減少する。

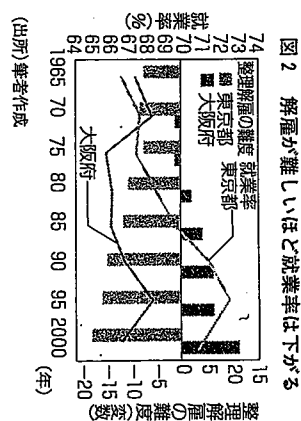
業は新規採用を抑え、代わりに正社員の労働時間による調整をさらに増やすことで対応し、この場合、企業はますます、雇用者数によって労働投入量を調整するのが難しくなる。企業

「雇い止め」が比較的自由で、法的な解雇規制に守られている正社員との「身分保障の格差」が開いていることを示すものだ。

修士課程
法と経営学 (一般試験)

受験番号	氏名

(7 - 7)



げ、女性では20代後半と40～50代の労働参加を妨げる効果が特に大きいことを明らかにしている。

ではなぜ近年、日本の解雇規制の弊害が目立つようになってきたのだろうか。実は、解雇規制はデフレ時に深刻な問題になりやすい。インフレ下では名目賃金を据え置くだけで実質賃金を切り下げることができ、これによって自発的離職が進むので、強制的な解雇があまり必要ないのである。だが、デフレ時には名目賃金の「賃下げ」をしなければ、同様の効果は得られない。このため、日本がバブル崩壊後に経験したデフレ経済と解雇規制が、企業を「出口なし」の状況に追い込み、デフレの長期化という悪循環につながったと考えられる。

労働者を代表する人々にも経済学が突きつけるシビタな現実から目をそらさず、解雇の柔軟性をどこまで認めるべきなのか、真剣に考えてほしい。

2023年度 大学院入学試験（秋季）問題用紙《小論文》

修士課程
法と経営学 (社会人試験)

受験番号	氏 名

(7-1)

以下の文章は、大竹文雄編著の『こんなに使える経済学』（ちくま新書）から法と経済学に関連する二つのトピックスの抜粋である。それぞれの文章を読んで各設問に解答せよ。ただし、解答は別紙解答用紙に記述すること。

【1】常木淳著の「耐震データ偽造を再発させない方法」について以下の問1から問3まで解答せよ。

問1 「建築確認制度」および「瑕疵担保責任」が正しく機能する場合には、モラルハザードの問題が解消され则认为することができる。その理由について相違点を説明しながら200字以内で記述せよ。

問2 情報の非対称性が引き起こす問題として、モラルハザードとは異なる「逆選択」と呼ばれる問題がある。具体例としては、悪貨は良貨を駆逐するという要約で表象されるように、金本位制下における金の含有量の高い貨幣と低い貨幣が同時に流通すると後者のみが市場で蔓延してしまうことを意味する。「建築確認制度」および「瑕疵担保責任」などの制度が正しく機能しなくなってしまうと、不動産市場における逆選択の結果としてどのようなことが生じうるか、理由とともに200字以内で記述せよ。

問3 建築主に対する保険加入の義務付けと保険会社による企業間の競争は、モラルハザードの問題を解消できる可能性があるが、この理由を200字以内で記述せよ。

【2】大竹文雄・奥平寛子著の「解雇規制は労働者を守ったのか」について以下の問4から問5まで解答せよ。

問4 解雇規制を強化することは雇用量の減少につながる可能性が指摘されている。この理由について300字以内で記述せよ。

問5 2022年時点で、日本におけるコストプッシュ型インフレーションが指摘されている。仮にインフレーションが起こる場合には解雇規制の影響はどのように見込まれるかについて理由とともに200字以内で記述せよ。

修士課程
法と経営学 (社会人試験)

氏 名	受 験 番 号

(7 - 2)

購入者は契約時点において、これから自分が住むマンションの品質について、極めて限られた情報しか持てない。施工業者は購入者の情報不足につけこみ、材料の質を下げたり、生産工程を簡略化し、生産原価を低く抑えれば、不当に利益を増やすことができる。建築士も、耐震工法をはじめ、設計を過度に簡略化し、生産原価の削減に貢献すれば、不当な利益の分配にあずかることができる。

これが日常的に利用する商品や、人からクチコミで評判を聞くことができる商品なら、購入者もある程度の情報を持つことができる。この場合、購入者が質のよい商品を選べるので、売る側は競合他社との競争に勝つため、商品の品質を高めようとする動機を持つはずである。質のよい商品はよく売れ、質が悪ければ流通量が減ることになり、商品の品質や販売量は効率的な水準になる。

一方、住宅市場では売買交渉当事者間に「情報の非対称性」があるため、情報上有利な立場にある建築主側には十分な品質を保つという動機が働かない。こうしたインセンティブの歪みによって、参加者が効率性を損なうような行動をする状況を「モラルハザード（自己規律の喪失）」と呼ぶ。語感から道徳的、法的な不正の問題を示す言葉だと思われる

↑情報不足につけ込む業者

2005年11月、マンションの耐震工法偽造事件が発覚し、大きな社会問題となった。高額の住宅ローンを抱えながら、転居による新たな経済的負担を強いられるマンション購入者には深く同情を禁じえない。責任の追及や当事者の救済は大変重要だが、それだけでは不十分だ。悲劇が再発する可能性をできる限り減らすような制度設計を同時に進める必要がある。経済学的な側面からどのような方法がよいか検討してみたい。

まず、事件のポイントを整理しておこう。マンションの売買契約にあたっては、購入者とともに、建築主（デベロッパー）と呼ばれる販売業者が存在する。通常、建築主は直接マンションの生産には携わらず、ゼネコンなどの施工業者に発注し、設計の図面は、専門家である建築士に依頼する。

耐震工法偽造を再発させない方法

常木淳

修士課程
法と経営学 (社会人試験)

氏名	受験番号

(7-3)

《

建築主がこれに加入していれば、事故や不祥事が生じた際に、資金不足を理由として賠償金の不足に陥ることはない。国は、建築主に対して保険加入を義務付けるとともに、加

モラルハザードを防ぐ

建築主側が資金不足を理由に賠償責任を回避する事態を防止すればいい。その方法としては、事後対策となる瑕疵担保責任の制度を有効に機能させる必要がある。それには、

自体にもモラルハザードが発生する。制度を強化するにしても、こうした事前抑止に全面的に依存する制度のあり方は望ましくない。

確認制度は、建築主のモラルハザードの事前防止に一定のチェック機能を果たすが、検査

それでは、類似事件の再発を防ぐために、どのような制度改革が必要であろうか。建築

めに信頼の置ける業者に頼むだろう。

てくれるといった基準では施工業者、設計事務所、検査機関を選ばず、品質を担保するた

り、モラルハザードが発生する余地がある。責任が無限なら、建築主は安く仕事を仕上げ

できる。こうした有限責任を前提に行動した場合、厳格責任制度も部分的に機能しなくな

だが、企業は不正が発覚した段階で倒産すれば、瑕疵担保責任の一部を回避することが

を迫られないよう品質向上の努力をし、効率的な資源配分が実現することが知られている。

従って問われる。こうした厳しい法運用がなされるならば、建築主は販売後に大きな負担

る義務を負う。しかもその責任は、過失の有無の認定を必要としない「厳格責任原則」に

内に今回のような重大な欠陥が見つかった場合、建築主はその瑕疵を自らの費用で補修す

一方、事後的対策として、建築主は「瑕疵担保責任」を負う。建物の引き渡し後10年以

る。

かつ低コストで済ませることが合理的である。その結果、偽装を見抜けなかったとみられ

り、利益追求のため、検査の「品質」が外部には分からないうと考えれば、可能な限り簡略

だが、今回の事件では民間の検査機関にもモラルハザードが発生した。民間企業である限

確認や検査は行政機関である建築主事に加え、民間の指定確認検査機関も行っている。

ているか、図面段階での確認や、建築途中、完成後の確認と検査が義務付けられている。

ケースの場合は建築基準法上の「建築確認制度」である。建物が一定の安全基準を満たし

の制度が導入されてきた。最も中心的な対策は、行政による事前的な規制であり、今回の

これまでも、住宅市場でのモラルハザードの問題は深刻に認識されており、是正のため

自己利益の最大化を図ると効率性が損なわれるような制度の歪みを指摘する言葉である。

がただ、経済学ではニアフスが違ふ。建築主の不心得を糾弾するのではなく、彼らが

修士課程
法と経営学 (社会人試験)

受験番号	氏名

(7-4)

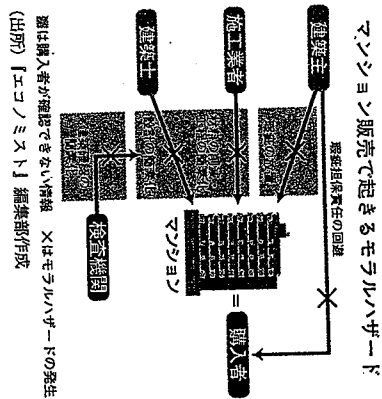
《

し、品質維持に関するモラルハザードを生み出す。制度的な不備がある現状で、購入者の救済を検討する必要があるが、この決定が踏襲されていくことは回避すべきだ。事件を過剰な規制緩和と民間参入の弊害とする論調が多くあつたが、質の高い情報に基づいて保証はない。公的規制機関の多くが、実際は被規制産業の利益に則つて行動する傾向があることも周知の事実である。今後必要なのは、安易な規制強化ではなく、保険を含めた市場機構の効果的な活用を図る制度設計である。

人保険会社は、それぞれの建築主を独自に審査し、物件の質に応じた料率で保険購入をさせるべきである。これは自由な保険市場の機能を活用し、各建築主が扱う物件の質を保険会社に審査されるようにするためだ。この結果、質の悪い物件を販売する建築主は高い保険料率を要求され、保険購入が全くなっていくだろう。保険会社にとっては、複数の企業間で競争が働くため、審査努力に關するモラルハザードは抑制されるであろう。

このように保険加入時における保険会社の審査を通して物件の質を維持するとともに万一の事故の際の賠償への備えができていれば、今回の事件のような事態の再発を未然に防止できるであろう。

最高裁は05年6月、国・民間を問わず検査機関が建築確認で違法性を発見できなかった場合、国家賠償法の要件を満たす限りで、建築主事を置く地方公共団体が一律に住宅購入者に対する損害賠償責任を負うという決定を出している。このような判断は住宅生産者側が賠償責任を国に転嫁することを保証



修士課程
法と経営学 (社会人試験)

氏 名	姓 名
学 校 名	学 校 名

が報告された。これは、日本では有期雇用労働者に対して、雇用契約の更新を打ち切るの正社員は派遣やパートなどの非正社員に比べ、かなり手厚い雇用保護を受けていること、経済協力開発機構 (OECD) が発表した報告書『成長に向けて』(7年版) では、日本安い労働力を求めて海外へ拠点を移すことも考えられる。

業を機械や設備で置き換えるか、機械への代替が困難であれば生産量を減らすことになる。労働費用が相対的に高くなることを意味する。そのため、雇用量そのものを減らして、作第三に、解雇規制の強化は、雇用調整のための費用を高めるので、設備や機械と比べた員の採用比率を上げることになる。

第二に、正社員の採用を控え、解雇規制が弱い契約社員・派遣・パートといった非正社員好況時には残業時間を増やし、不況時には時間短縮を行うことになる。

第一に、労働者の人数調整が困難になった分、労働時間による調整を増やす。つまり、正社員の残業も拡大する

悪化要因になるからだ。そうすると、企業に残された選択肢は次の三つとなる。

はできない。なぜなら、次に景気が悪くなった際に、雇用調整が困難になって企業収益の直面しても人員調整が難しくなる。たとえ景気が回復しても、正社員の採用を増やすこと

用している労働者を解雇しにくくなると、景気悪化で売り上げが低下したり、経営危機に解雇規制の強化への企業の対応を具体的に検討してみよう。企業が現在正社員として雇フ寄せが行くのである。

なるからだ。その結果、非正社員や、学生などその時点では雇用されていない人々にも影響は既存正社員の雇用にとどまるだけでなく、企業の雇用戦略全般に変更を強いることになる。不安定雇用や失業を増やす原因になることに注意しなければならない。なぜなら、その影ところか、経済学の観点から労働市場全体をみると、解雇規制の強化は、目的とは逆によって定着してきた解雇の制限が労働基準法に盛り込まれ、明文化された。

制の強化を求めるのは自然なことかもしれない。実際、2003年には判例の積み重ねに不況期の雇用不安を解決する方法として、労働組合が法律により正社員に対する解雇規

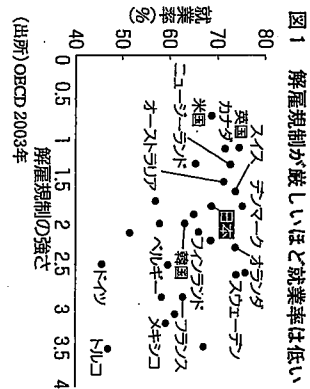
大竹文雄・奥平寛子

解雇規制は労働者をつたのか

氏名	
受験番号	

修士課程
法と経営学 (社会人試験)

都道府県ごとの解雇の難易度の違いを、労働側が勝訴した判例がどの程度蓄積されたかの数値で示し、就業率との関係を調べた。図2は、東京都と大阪府の年ごとの数値を並べたものだが、解雇を認めない判決の蓄積が多い年ほど、むしろ雇用が減る傾向が明らかだ。労働者側の勝訴例が多く蓄積された年には、その都道府県の実業率が0.2ポイント下がったことも分かった。また、解雇が困難な環境は、男性では若年、高齢労働者の雇用率を下



は各国の雇用率と合わせて示したものの、解雇が比較的容易な米国、英国、カナダなどは雇用率が高く、解雇規制の強いドイツ、フランスでは雇用率が低くなっている。つまり、解雇規制の強さと雇用率は負の相関関係を持つことが確認できる。米国の研究では州別データをを用いて、正社員に対する解雇規制の厳格化が派遣労働者の増加の一因であることが実証されている。日本でも、筆者の一人である奥平が同様のデータを検証した。これは『判例体系CD-ROM』(第一法規)に掲載されている1950年以降の整理解雇訴訟の判例を基に

結局、既存正社員の解雇規制という既得権の強化は、既得権を持たない労働者の不安定雇用を増加させるという皮肉な結果をもたらしてしまう。解雇規制と雇用の関係は、海外、国内の実証データからみてみよう。OECDは各国の解雇手当の金額や解雇手続きの煩雑さなどを基準に、解雇規制の厳しさを示す指標を作成している。図1

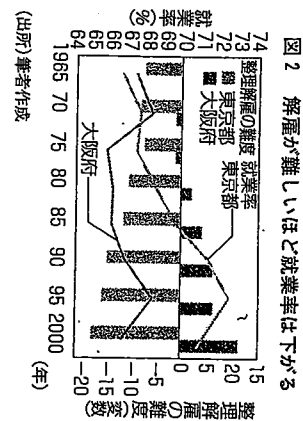
↑解雇規制がもたらす皮肉な結果

「雇止め」が比較的自由で、法的な解雇規制に守られている正社員との「身分保障の格差」が閉まっていることを示すものだ。それでも、非正社員についても解雇規制を強化すれば、この問題は解決するのだろうか。この場合、企業はますます、雇用者数によって労働投入量を調整するのが難しくなる。企業は新規採用を抑え、代わりに正社員の労働時間による調整をさらに増やすことで対応し、海外移転の圧力も高まる。この結果、国内の雇用量は減少する。どうしても、人手を増やす必要があれば、企業は人々を雇用者としてではなく、独立した自営業者として請負契約を結ぶことで対応するだろう。自営業者になれば、労働法の保護対象外となり、契約社員や派遣社員よりもさらに不安定な立場に置かれることになる。解雇規制がもたらす皮肉な結果

修士課程
法と経営学 (社会人試験)

受験番号	氏名

(7-7)



げ、女性では20代後半と40～50代の労働参加を妨げる効果が特に大きいことを明らかにしている。

ではなぜ近年、日本の解雇規制の弊害が目立つようになってきたのだろうか。実は、解雇規制はデフレ時に深刻な問題になりやすい。インフレ下では名目賃金を据え置くだけで実質賃金を切り下げることができ、これによって自発的離職が進むので、強制的な解雇が必要なのである。だが、デフレ時には名目賃金の「賃下げ」をしなければ、同様の効果は得られない。このため、日本がバブル崩壊後に経験したデフレ経済と解雇規制が、企業を「出口なし」の状況に追い込み、デフレの長期化という悪循環につながって考えられる。

労働者を代表する人々にも経済学が突きつけるシリアな現実から目をそらさず、解雇の柔軟性をどこまで認めるべきなのか、真剣に考えてほしい。